

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協議委員会（協議委設置関係）（I）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 対沖縄援助, ケネディ大統領, 対沖縄支援に関する日米協定案, 交換公文 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43694

—
肉議了解の件(高裁)

次官会議 9月12日(水)
閣議 9月13日(木)

要字 部

大臣 政務次官 事務次官 外務事務官 SEP. 11. 1962 官房長 総務参事官	主管 アジア局長 ト部参事官 総務参事官 主任 北東アジア課長	起案者 電話番号 408 起案 昭和37年9月7日 決裁 昭和37年9月11日
--	--	--

アメリカ局長 条約局長
参事官 参事官
北米課長 条約課長
法規課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます

件名 日本国政府の琉球政府に対する援助に関するアメリカ合衆国政府との協議に關してのわが方の方針に關する閣議了解の件

政府は、沖縄住民の安寧福祉及び経済開発に資するために、琉球政府に対し援助を供与することにつ

高裁案(甲) 注意 決裁後直ちに写一通を文書課へ回付すること
外務省 37.9.10 回覧番 8896
局長 2633

No. 2

いて、アメリカ合衆国政府と協議するに際し、次の方針によることとしたい。

(1) 援助の目標は、琉球政府(市町村を含む、以下同じ)の諸施設、事業等の水準を本土相当地域なみに引き上げ、あわせて住民の所得の向上に資することにおくものとする。

(2) 援助の重点は、社会保障及び教育、経済開発及び国土保全並びに各般の技術援助におくものとする。

(3) 援助の方式は、わが方の予算及び法令の定める範囲内において、各会計年度毎に、個々の事業に対して行うものとする。

公信案(乙) 外務省
高裁案(乙)

(4) 援助の執行については、援助物品及び金員が
交付の目的に従って適正に使用され、かつ、援助
の効果を確認することができるよう措置を
講ずることとするともに、会計検査を行なう
ようにするものとする。

(5) 援助の効果的実施を期するための琉球政府の要
望に応じて、琉球政府の行政能力の改善に協力
するものとする。

(6) 沖縄^(註)に日本琉球^(註)協会(仮称)を設置する
こと等により、援助について沖縄住民の意思が反
映するように配慮するものとする。

前記援助に関する日米協議と併行して、沖縄住

民の自治権の拡大について建設的提案を行なうもの
とする。